

県税の特別（優遇）措置

令和4年9月14日現在

1 主な要件

| | | |
|----------------|--|--|
| 区分 | 地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置 | 地方活力向上地域における県税の特別措置 |
| 対象分野 (対象施設) | <ul style="list-style-type: none"> ・成長ものづくり分野、研究開発・情報分野、運輸・物流産業・その関連産業分野 ・観光・スポーツ・文化・まちづくり分野 | <p>特定業務施設 (本社機能を有する施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査企画部門 ・ 情報処理部門 ・研究開発部門 ・ 国際事業部門 ・情報サービス事業部門 ・ その他管理業務部門 (総務、経理、人事等) ・研究所 ・ 研修所 |
| 適用地域 | 県内全域 | 「地域再生計画」に定められた地方活力向上地域 |
| 適用要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けていること ・地域未来投資促進法に基づく先進性について国の確認を受けていること ・当該施設の用に供する家屋及びその敷地である土地の取得価額の合計額が1億円を超えるもの(農林漁業関連業種は5,000万円を超えるもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けていること ・設置した施設において、県内に住所を有している者5人以上(中小企業の場合、1人以上)を常時使用の従業者として新たに雇用したもの(※) ・当該施設の用に供する家屋及び減価償却資産の取得価額が3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上) <p>(※) 対象となる従業者の詳細な要件については事前にご確認ください。</p> |
| 適用税目 | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税 課税免除 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業税(東京23区からの本社機能移転に限る) 家屋及び減価償却資産を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3箇年度 課税免除 ・不動産取得税 課税免除(東京23区からの本社機能移転に限る) 不均一課税(上記以外の場合) 土地 0.3%の税率適用 家屋 0.4%の税率適用 |
| 適用期間 | 令和5年3月31日までの取得 | 令和9年3月31日までの取得 |
| 区分 | 過疎地域における県税の特別措置 | 離島振興地域における県税の特別措置 |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ 旅館業 ・ 情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ・ 畜産業(個人) ・水産業(個人) | <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・ 旅館業 ・ 情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ・ 畜産業(個人) ・水産業(個人) ・ 薪炭製造業(個人) |
| 適用地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・高松市(旧塩江町)【経過措置】 ・観音寺市(旧豊浜町) ・三豊市(旧詫間町、旧仁尾町、旧財田町) ・さぬき市(旧津田町、旧大川町) ・東かがわ市 ・土庄町 ・ 小豆島町 ・直島町 ・ 綾川町(旧綾上町) ・琴平町 ・ まんのう町 <p>※現時点では、市町ごとに、過疎地域持続的発展市町村計画の策定等を行っていますので、詳細は下記4の問合せ先にご確認ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・豊島 ・ 小豊島 ・ 伊吹島 ・ 小豆島 ・ 沖之島 ・直島 ・ 櫃石島 ・ 岩黒島 ・ 与島 ・ 小与島 ・男木島 ・ 女木島 ・ 大島 ・ 本島 ・ 広島 ・手島 ・ 小手島 ・ 牛島 ・ 栗島 ・ 志々島 ・佐柳島 ・ 高見島 ・ 屏風島 ・ 向島 <p>※対象事業については、島ごとに異なっていますので、詳細は下記4の問合せ先にご確認ください。</p> |
| 適用要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法施行令に基づく産業投資促進計画に適合する旨の市町長の確認を受けていること。 ・対象事業の用に供する建物等の取得等(注)に係る取得価額の合計額が500万円(製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人は1,000万円、1億円超である法人にあっては2,000万円)以上(圧縮記帳をしている場合は、圧縮記帳後の価額) <p>(注) 取得等とは、取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む)をいう。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法施行令に基づく産業投資促進計画に適合する旨の市町長の確認を受けていること。 ・対象事業の用に供する建物等の取得価額の合計額が500万円(製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人にあっては1,000万円、1億円超である法人にあっては2,000万円)以上(個人の畜産業等は別に定める要件による) |

| | | |
|------|---|----------------------|
| | ※資本金の額等が 5,000 万円超である法人は、新設又は増設のみ | |
| 適用税目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業税 建物及び減価償却資産を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後 3 箇年度（個人の畜産業等は 5 箇年度） 課税免除 ・ 不動産取得税 課税免除 | |
| 適用期間 | 令和 6 年 3 月 31 日までの取得 | 令和 5 年 3 月 31 日までの取得 |

2 留意事項

- ・ 土地の不動産取得税については、取得の日から 1 年以内に家屋の建設に着手した場合に限り、家屋の水平投影面積部分のみが対象となります。
- ・ 事業税（個人の畜産業等を除く）の課税免除額は、取得等をした工業生産設備等に係る従業員の数等を用いた所定の算式により算出されます。

3 申請時期

- ・ 事業税に関する申請は、事業年度毎の事業税の確定申告の期限まで
- ・ 不動産取得税に関する申請は、不動産を取得してから 60 日以内

4 お問い合わせ先

これらの特別措置を受けようとする場合は、必ず事前にお問い合わせください。

● 香川県県税事務所

TEL：087 - 806 - 0312, 0313（不動産取得税課）

087 - 806 - 0309, 0310（事業税課）

● 香川県総務部税務課

TEL：087 - 832 - 3066（事業税、不動産取得税）

- 「地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置」に関する地域経済牽引事業計画の承認等の手続き及び「地方活力向上地域における県税の特別措置」に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の手続きについては、香川県商工労働部企業立地推進課（TEL：087 - 832 - 3354）にお問い合わせください。

※企業立地に関する助成制度については、こちらをご覧ください。